

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月4日(水)午後3時から午後4時35分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター 2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
3番 山崎 幸宏 委員	4番 向後 秀幸 委員
5番 関 文夫 委員	6番 石井 和美 委員
7番 伊藤 市郎 委員	8番 椎名 由利 委員
9番 関 房男 委員	10番 依知川 一成 委員
11番 金城 ハル子 委員	12番 椎名 正和 委員
13番 菅谷 守夫 委員	14番 戸村 光男 委員
16番 伊藤 明美 委員	17番 佐藤 和 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 大木 健守 委員	19番 鈴木 賢治 委員
20番 林 栄一 委員	22番 石毛 茂 委員
23番 片岡 昌美 委員	24番 高橋 健 委員
25番 五木田 善孝 委員	26番 須合 孝治 委員
27番 行木 理恵 委員	28番 熱田 善信 委員
29番 宇野 恵三郎 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

15番 土屋 玲子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

21番 山田 恒 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 4件

報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
	(2) 利用権の中途解約にかかる通知について	3件
その他		

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年12月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、11番金城ハル子委員、12番椎名正和委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から3番は、所有権移転、番号4番は利用権設定、5番と6番は区分地上権設定、7番と8番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番を議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

9番 　番号1番については、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転で許可要件は問題はないかと思われます。

5番 　番号2番については、譲受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、譲受人と譲渡人は古くからの知人とのことで許可要件は問題はないかと思われます。

13番 　番号3番については、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転で、売買価格については、譲受人と譲渡人が知人関係であり、ハウスを含んだ価格として相互が協議の上、決めたとのことです。許可要件は問題はないかと思われます。

番号4番については、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で、賃借期間は許可日から10年間です。

番号5・6番の案件については区分地上権の設定で、番号5の案件は譲受人が営農型太陽光発電設備を設置するため申請地の上空部分に、番号6の案件は譲受人が申請地の地中に区分地上権を設定するものです。2つの案件における譲受人及び譲渡人が同一人ですので併せて説明いたします。

2つの案件は一時転用に付随する案件ですので、農業委員会総会で許可相当の議決をされた場合でも、一時転用の許可がされることが3条許可の条件となります。また、許可日・期間は一時転用と同一となります。

10番 　番号7番については、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。なお、申請地までの通作について確認したところ、譲受人は実家の両親の面倒を見る必要があることから、週の5日から6日は匝瑳市内の実家へ通っており、耕作には支障が無いため、申請する運びになったそうで許可要件は問題はないかと思われます。

14番 　番号8番については、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。譲受人は会社員の妻の勤務地の関係で市外に居住していますが、週の5日から6日は匝瑳市内の実家へ通って両親と3人で農業を営んでおります。譲渡人が高齢で体調が悪く農作業が難しいということから、経営規模拡大のため譲り受けるものです。譲受人は農業経営者であり、トラクターなど大農機具なども揃っていることから、地元農業委員としては問題ないものと推定されます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は議案書記載のとおり、令和3年に農地転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を建設しましたが、承継者の希望により発電設備を引き継ぐものです。今回の計画変更申請はこの後の議案第3号番号3の申請をするために手続き上必要なものとなっています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請理由は、当初事業計画者の理由としては、事業者が遠方で管理が困難なため、また発電事業から撤退するため、承継者の理由としては本申請地一帯で発電事業を行っており地理的にも条件が良いので施設を引き継ぎたいとのこと。令和3年11月30日許可と、目的と設備計画は変更なし、面積は3,609㎡の内0.293㎡です。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から番号4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、権利内容は賃借権の設定で畑1,021㎡を借り受けて資材置場兼駐車場用地として整備を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、権利内容は売買による所有権移転で畑562㎡を譲り受けて貸駐車場用地として整備を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、権利内容は賃借権の設定で畑3,609㎡の内0.293㎡を借り受けて営農型太陽光発電設備の設置を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、売買による所有権移転で畑290㎡を譲り受け専用住宅の建設を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 9 番 番号1番について、譲受人は建設業を主とする会社で、事業に使用する資材置場や駐車場の確保が必要となったため、今回申請地を転用する計画です。隣接地の転用許可を過去に受けており、今回は施設を拡張します。農地区分は、第2種農地相当で千葉県が示す指針の基準上問題ないと考えられます。
- 1 1 番 番号2番について、譲受人は解体業を主とする会社の社長で、近年、解体件数の増加に伴い、事業に使用する駐車場が必要となったため、今回申請地を転用して自分が経営する会社へ貸し出す計画です。農地区分は、第1種農地相当で本来であれば転用できませんが、集落居住者の必要な施設であることから千葉県が示す指針の基準上、例外的に許可できるものに該当すると考えられます。周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。
- 1 3 番 番号3番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、今回申請地に太陽光発電設備の設置を計画しており、当初事業計画者の設置した施設を引き継ぎそのまま利用します。また、発電事業終了後の設備の撤去については、譲受人から撤去に関する誓約書が提出されています。なお、下部の農地については今回、3条で申請のあった認定農業者である市内法人により耕作が行われる計画で、作物については大豆または麦を栽培する計画です。本件については一時転用期間の関係で始末書が提出されています。農地区分は、農用地区域内農地で原則転用不許可ですが、営農型太陽光発電設備での一時転用申請のため例外的に許可できるものに該当すると考えられます。
- 1 2 番 番号4番について、譲受人は申請地の隣接地に両親2人と家族5人の計7名で居住しているが、子供の成長につれて手狭になってきたので申請地を譲り受けて住宅の建設を計画しています。農地区分は第1種農地相当で、本来であれば許可できませんが集落に接続していることから千葉県が示す指針の基準上問題ないと考えます。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
(2) 利用権の中途解約にかかる通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年12月4日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。